



富山市告示第 389 号

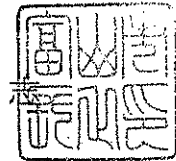
字の区域の廃止について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 条）第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり本市の字の区域を廃止するものとし、同条第 2 項の規定により告示する。

上記の処分は、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 4 項の規定による富山高岡広域都市計画事業下新町土地区画整理事業の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生じるものとする。

平成 19 年 10 月 3 日

富山市長 森 雅



字の区域の廃止に関するもの

市町村名	従前の字の区域を廃止する区域		
	大字名	字名	地 番
富山市	下新町	本縄割一 番	2 番 1 から 2 番 1 4 まで、3 番 1 から 3 番 1 2 まで、4 番、5 番 1 から 5 番 3 まで、6 番 1 から 6 番 5 まで、7 番、 8 番 1 から 8 番 3 まで、9 番 1、9 番 2、10 番、11 番、12 番 1、12 番 2、13 番、14 番、16 番 1 から 16 番 3 まで、17 番 1 から 17 番 1 8 まで、19 番 1 から 19 番 8 まで、 22 番 1、22 番 2、23 番 1、23 番 2、24 番 1、24 番 2、25 番 1 から 25 番 3 まで、26 番 1 から 26 番 3 まで、27 番 1 から 27 番 3 まで、 27 番 5、27 番 6、29 番 1、29 番 2、30 番 1 から 30 番 9 まで、3 1 番 1 から 31 番 3 まで、

33番1から33番4まで、34番から36番まで、37番1から37番3まで、38番1から38番4まで、39番1、39番2、41番1、41番2、42番1、42番2、43番1、43番2、43番4から43番6まで、43番8から43番13まで、44番1から44番4まで、48番2、48番3、49番1から49番3まで、175番1から175番3まで、175番6、176番1、176番2、177番1、177番3から177番6まで、178番1から178番3まで、179番1、182番1、182番3、182番5、184番1、184番3、184番5、184番6、185番1、185番2、185番5から185番7まで、189番、190番、191番1から191番7まで、193番1、193番3、194番2、195番1から195番5まで、198番1から198番6まで、199番、200番、201番1から201番4まで、202番2から202番4まで、203番1から203番7まで、208番3から208番19まで、209番、211番1、211番2、212番、213番1、213番2、214番1から214番3まで、215番1、215番2、218番、220番2から220番4まで、

			<p>2 2 1 番 1 から 2 2 1 番 9 まで、 2 2 2 番 2 から 2 2 2 番 4 まで、 2 2 3 番 1 から 2 2 3 番 5 まで、 2 2 4 番 1、 2 2 4 番 2、 2 2 5 番 1 から 2 2 5 番 4 まで、 2 2 6 番 1 から 2 2 6 番 8 まで、 2 2 7 番 1 から 2 2 7 番 6 まで、 2 2 8 番 1、 2 2 8 番 3、 2 2 9 番 1、 2 2 9 番 3、 2 3 0 番 1、 2 3 0 番 2、 2 3 1 番 1 から 2 3 1 番 3 まで、 2 3 2 番 1 から 2 3 2 番 4 まで、 2 3 3 番 1 から 2 3 3 番 3 まで、 2 3 3 番 5 から 2 3 3 番 1 6 まで、 2 3 4 番 1 から 2 3 4 番 3 まで、 2 3 5 番 1 から 2 3 5 番 6 まで、 2 3 6 番 1 から 2 3 6 番 3 まで、 2 3 9 番、 2 4 0 番 1、 2 4 0 番 2、 2 4 1 番 1、 2 4 1 番 2、 2 4 2 番 1 から 2 4 2 番 5 まで、 2 4 3 番 1 から 2 4 3 番 4 まで、 2 4 4 番 1 から 2 4 4 番 5 まで、 2 4 5 番 2 から 2 4 5 番 7 まで、 2 4 6 番、 2 4 9 番 から 2 5 4 番 まで、 2 5 5 番 1、 2 5 5 番 2、 2 5 6 番 1、 2 5 6 番 2</p>
		本縄割二番	<p>1 番 1、 2 番 1、 3 番 1、 4 番 1、 4 番 3 から 4 番 5 まで、 6 番、 9 番 2、 9 番 6、 9 番 7</p>
		早稲田割三番	<p>1 番 1 から 1 番 4 まで、 2 番、 3 番 1、 3 番 2、 4 番 1 から 4 番 3 まで、 5 番 1 から 5 番 5 まで、 5 番 7 から 5 番 1 0 まで、 5 番 1 5 から 5 番 2 0 まで、 6 番 1 から 6 番 4 まで、 7 番 2、</p>

	早稲田割 三番	7番3、8番2
	早稲田割 四番	1番1から1番5まで、2番1、2番2、3番1から3番7まで、3番9から3番13まで、3番15から3番30まで、5番1から5番3まで、5番5、5番6、6番1から6番10まで、12番1から12番6まで、12番12から12番21まで、15番、20番、28番、45番1、45番3から45番9まで、47番1、47番2、47番5から47番17まで、50番1から50番9まで、180番1、180番2、180番5から180番10まで、180番12から180番17まで、186番1、187番1、187番3、187番4、188番1、188番2、207番1、207番2、216番1、216番2
	前田割	1番1、1番2、2番1から2番24まで、3番2から3番4まで、4番2、4番3、5番1、5番3から5番8まで、6番2から6番6まで、7番4、8番5から8番8まで、8番10、8番11、8番13、8番14、9番5、11番2、11番5
	五反割	1番1から1番8まで、3番2、4番2、5番2
	五反田割	6番1から6番4まで、6番6、6番8から6番10まで、

		五反田割	7番から11番まで
		六反割	1番1から1番4まで、2番
		助市割	14番1から14番4まで

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

上記地番は、平成19年8月1日現在の登記簿による。

